

令和3年度事業計画

本協会の目的達成のため、下記事業を行う。

1. シベリア抑留関係地方展示会の開催

下記支部において開催予定

- | | | |
|--------|---------------|-----------------|
| ①三重県支部 | 7月16日～18日 | 三重県四日市文化会館展示室 |
| ②愛知県支部 | 7月28日～8月1日 | 愛知県名古屋市博物館 |
| ③石川県支部 | 8月13日～8月15日 | 石川県立音楽堂交流ホール |
| ④埼玉県支部 | 10月30日～10月31日 | 埼玉県越谷市南越谷地区センター |
| ⑤岐阜県支部 | 11月4日～11月7日 | 岐阜県土岐市役所 |

2. シベリア抑留体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

・中央（事務局）開催予定

11月13日 東京都練馬区豊玉中学校

・下記支部において開催予定

- | | | |
|--------|--------|---------------------|
| ①三重県支部 | 7月17日 | 三重県四日市文化会館第四ホール |
| ②愛知県支部 | 8月1日 | 愛知県名古屋市博物館 |
| ③石川県支部 | 8月14日 | 石川県立音楽堂交流ホール |
| ④岩手県支部 | 9月11日 | 岩手県盛岡市上田公民館 |
| ⑤熊本県支部 | 10月9日 | 熊本県合志市「ルーロ合志」 |
| ⑥福岡県支部 | 10月24日 | 福岡県福岡市護国神社内「参集殿」 |
| ⑦埼玉県支部 | 10月31日 | 埼玉県越谷市南越谷地区センター 学習室 |
| ⑧岐阜県支部 | 11月7日 | 岐阜県土岐市市役所 |
| ⑨愛媛県支部 | 11月14日 | 愛媛県東温中央公民館 |

その他、上記以外の支部（団体）で開催要望あれば可能な範囲で開催を計画する。

3. 戦後強制抑留者慰霊祭（中央・地方）開催

- ・中央慰霊祭開催予定

10月14日 東京都千代田区都市センターホテル

- ・下記支部にて地方慰霊祭開催予定

①長野県支部	4月15日	長野県伊那市春日公園内慰霊碑前
②愛媛県支部	5月8日	愛媛県松山市万葉植物苑慰霊碑前
③愛知県支部	5月23日	愛知県名古屋市桜華会館
④岐阜県支部	6月5日	岐阜県土岐市仲森公園慰霊碑前
⑤熊本支部	8月9日	熊本県合志市慰霊碑前
⑥新潟支部	8月9日	新潟県新潟市護国神社慰霊碑前
⑦埼玉県支部	8月16日	東京都千代田区千鳥ヶ淵墓苑慰霊碑前
⑧北海道支部	8月22日	北海道札幌市真駒内滝野霊園慰霊碑前
⑨岩手県支部	9月11日	岩手県盛岡市上田公民館
⑩富山県支部	9月11日	富山県高岡市慰霊碑前
⑪石川県支部	10月6日	石川県金沢市本多の森慰霊碑前
⑫福岡県支部	10月24日	福岡県福岡市護国神社内「参集殿」
⑬静岡県支部	11月8日	静岡県富士市中島公園慰霊碑前
⑭三重県支部	11月14日	三重県津市久居慰霊碑前
⑮鳥取支部	(未定)	鳥取県湯梨浜町慰霊碑前（予定）

4. 戦後強制抑留中における死没者の慰霊訪問（墓参）の実施

①慰霊訪問は例年4コースを実施している。コロナ禍の現況で渡航可能な成田⇄ウラジオストク間の航空機を利用した2コース（沿海地方とハバロフスク地方）の開催を計画している。今後コロナ禍が収束せず、渡航不可能な場合は2コース（沿海地方とハバロフスク地方）のリモートによる慰霊訪問を計画している。

②シベリア慰霊訪問記のデータ化

5. 戦後強制抑留者に関する調査・相談・広報及びその他

①沿海地方・カザフスタン共和国死没者の精査

②国立ロシア軍事古文書館開示の日本人抑留に関するデータの翻訳

③労苦の実態に関する調査を行う、ロシア各管区内にある公文書館や博物館資料の確認と翻訳。在外公館を通じて、ロシア以外の旧ソ連邦の各国公文書館との交流と資料発掘。

④各種データの整備・デジタル化及び保存管理

⑤（一財）全国強制抑留者協会の広報誌の発行、宣伝パンフレット作成し、協会の活動内容を広く周知する。

⑥協会ホームページは、事業の予定や案内だけではなく、「抑留」についての関心をもってもらうため相沢会長や抑留者のインタビューを活用し、労苦を伝える内容を掲載する。

⑦展示会会場で配布する、展示物の紹介や案内を記載した小冊子を作成し、より一層の強制抑留について関心を持ってもらう。

⑧ご遺骨収集事業等に対する協力

引き続き、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会の社員として毎年行われている遺骨収集作業に対して、協会より、今年度も遺骨収集の団員を派遣する予定である。また、慰霊訪問時に知りえた情報を厚労省や上記協会に提供する。

⑨本協会史（仮称）編集

編集委員が全員鬼籍に入ってしまったが、引き続き、関係者の協力を得て、本協会史（仮称）の資料を精査し、令和3年度に編集・校正について完了を目指す。

⑩一般財団法人としての責務

一般財団法人として、法律に定められた所定の手続きを行う。

⑪その他目的達成に関連する事業の実施

会議開催が困難となっているコロナ禍の現況において、協会もリモートによる会議の開催を重視し、リモート会議の開催等といった各支部との体制と環境を整える。